

監査対象部局	瀬戸内市総合政策部企画振興課	
監査の名称と公表年月日	定期監査 平成 30 年 3 月 24 日	
監査執行年月日	平成 29 年 10 月 16 日から平成 30 年 2 月 28 日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
補助金等交付規則第 12 条では、補助事業者は、交付決定に従い補助事業を行わなければならないとされており、事業の実施は交付決定の通知を受けた後に行わなければならないこととなっている。また、瀬戸内市協働の空き家活用補助事業実施要綱第 9 条では、補助申請に、改修等事業計画書や見積書、対象住宅の現況写真等を添えることが定められており、これらに基づき市は補助の決定を行うこととなっている。さらに、瀬戸内市協働の空き家活用補助事業の申請の手引きでは、「手続きの流れ」において、決定通知が申請者になされ、申請者は、空き家の所有者又は居住者である実施主体にそのことを通知することとなっており、実施主体はその通知を受けて改修等に着手することが示されている。平成 28 年度の当該補助事業について監査したところ、交付決定の前に改修等に着手しているものが認められた。したがって、規則、要綱等に違反しているものと認められる。	平成 30 年度からは交付決定後の事業を対象とするよう要綱を改正し、補助事業者にも周知徹底し、改善しています。	措置済 (H30. 6. 1)

監査対象部局	瀬戸内市保健福祉部いきいき長寿課	
監査の名称と公表年月日	定期監査 平成30年3月24日	
監査執行年月日	平成29年10月16日から平成30年2月28日まで	
監査の結果	措置の内容	措置状況等 (通知を受けた日)
補助事業で整備したスプリンクラーは、消火ポンプのアンカーボルトの設計等が適切でなかったため、地震時においてスプリンクラーに消火用水を供給する機能の維持が確保されておらず、適正を欠いていて是正する必要があると認められる。	補助事業者、設計業者、工事施工業者に、アンカーボルトの取付工事は不適切であり、再施工が必要であることを伝え、補助事業者が平成30年3月15日に再工事を行いました。同年3月20日、同事業者から工事完了写真と引張検査の結果が提出されたため、本市建築技師等にチェックしてもらい、再工事の検査結果が適正であることを確認しました。 なお、本件再工事に関し、市からの費用の持ち出しは一切ありません。	措置済 (H30.4.13)